



～「一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの」をめざして～

ちくしの女性センターニュース

2018年
9月

女性の政治参画に関するトピックス

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」 が制定されました！（※平成30年5月23日公布・施行）



この法律は、国会や地方議会の選挙において、男女の候補者数が「できる限り均等になるよう」目指すこととされ、各政党に目標設定などの自主的な取り組みを促し、実現に向けて取り組むことが努力義務として定められています。

また、列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union：IPU）の調査によると、女性国会議員の割合における国際ランキングでは、**日本は193カ国中158位！**（順位は今年6月1日の発表内容。）国際的に見ると日本の女性の政治参画はまだ進んでいないのが現状です。

しかし、性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現させるためには、あらゆる分野において、男性も女性も同程度参画することが望まれます。上記法律の制定により、「男女共同参画社会」に向けて、日本の女性の政治参画における現状が好転するきっかけとなることを期待します。

法律の概要

1. 目的（第1条）

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

2. 基本原則（第2条）

- ①衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- ②男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
- ③家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

基本原則に
おとつら

3. 責務等（第3条及び第4条）

- 国及び地方公共団体の責務**
政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。
- 政党その他の政治団体の努力**
当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

4. 基本施策（第5条～第8条）

- ①実態の調査及び情報の収集等（第5条）
- ②啓発活動（第6条）
- ③環境の整備（第7条）
- ④人材の育成等（第8条）

5. 法制上の措置等（第9条）

実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。



福岡県内の市町村議会議員に占める女性の割合は？

福岡県内の市議会議員 議員現員数：639人 うち女性：88人 女性割合：13.8%
 福岡県内の町村議会議員 議員現員数：421人 うち女性：39人 女性割合：9.3%
 内閣府男女共同参画局「男女共同参画マップ（2018年6月作成）」より



●●8月の「平和の取り組み」終了しました！●●

毎年8月に男女共同参画プラザ活動登録団体連絡会で取り組んでいる「平和の取り組み」。今年も「二日市保養所」をテーマに設定し、連絡会で（今年は特に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」についても）学習を深めていながら、パネル展示と講演会を開催しました。

「女性の人権と平和」パネル展示

8月1日～15日（多目的ホール）



左写真は展示風景、右写真は今年追加制作したパネル

「二日市保養所」をテーマに、女性の人権についてまとめたパネル展示。「二日市保養所」を通して見えてくる現代社会の課題についても踏み込んでいます。

今年も筑紫野市歴史博物館の協力をいただき、当時の「二日市保養所」の写真を展示したほか、今まで連絡会で学習し、調べた内容（展示物）を皆でもう一度見直し、パネルも1枚増やして展示しました。

講演会「語らなかつた女たち～引揚者・七十年の歩み～」

8月4日（学習室6） 講師：鈴木政子さん（フリーライター）

今年の講演会には、「語らなかつた女たち～引揚者・七十年の歩み～」を執筆された鈴木政子さんを神奈川県から筑紫野市にお迎えし、貴重なお話を伺いました。

10歳のとき、満州で終戦を迎えられた鈴木政子さん。その後、引揚げの際に家族とともにソ連兵に連行され、中国の大虎山の収容所で2ヶ月を過ごします。そこで目にしたのは、ソ連兵による昼夜を問わない性暴力。また政子さんが姉のように慕っていた女性は妊娠し、引揚げ後「二日市保養所」に向かいます。

戦後70年以上にわたり語られなかつた、女性への性暴力の実態、そしてうずもれた真実を聞き、「女性の人権と平和」について改めて考えさせられる講演会となりました。

また質疑応答でも、参加者の皆さんからの質疑は尽きることなく、貴重な対話の時間となりました。

上写真は講師の鈴木政子さん、
下写真は講演の会場風景
申し込み多数で参加者50名！



女性センター相談室のご案内

夫婦のこと（DVや離婚など）、家族のこと、職場のこと（人間関係、セクハラ、パワハラなど）、相談は無料です。秘密は守ります。

ひとりで悩んでいませんか？

TEL (092) 918-1311

相談	日時
総合相談	月～金 9:00～16:30 (休館日、祝日除く)
女性弁護士による 法律相談	毎月第2・4火曜日 13:00～16:00(1人30分)

※面接相談は予約が必要です。
法律相談は、相談日の2週間前の上曜日
から、電話で申し込んで下さい。



<発行>：筑紫野市総務部人権政策・男女共同参画課 男女共同参画担当
 〒818-0057 筑紫野市二日市南1-9-3（生涯学習センター内）
 TEL：092-918-1311 FAX：092-923-0416 e-mail：danjo@city.chikushino.fukuoka.jp